

誰の人生？
わたしの人生！
自分らしく！

成年後見制度のご利用・ご相談は

福祉の専門家 兵庫県社会福祉士会の

ぱあとなあ兵庫へ



社会福祉士後見人の強み

私たち「ぱあとなあ兵庫」の社会福祉士は、
ソーシャルワークの専門職として、成年後見制度を必要とするみなさまに、
権利擁護により福祉の向上を目指しています。
福祉とは「日常の幸せ」を意味する言葉ですが、
思い描く幸せな暮らしは一人ひとり違うものです。
私たちは、成年後見制度を利用されるご本人の思いに寄り添い、
一緒に考え、「日常の幸せ」の実現をサポートいたします。
高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉の経験・知識と、
意思決定支援の技術が、社会福祉士後見人の強みです。

ぱあとなあ兵庫は、

社会福祉に携わる相談援助の専門職で、国家資格である社会福祉士の職能団体の一般社団法人兵庫県社会福祉士会が運営しています。成年後見人等を養成する所定の研修を修了した社会福祉士が登録し、成年後見人等として活躍しています。神戸家庭裁判所及び各支部や県下の成年後見センター、成年後見制度に関わる弁護士・司法書士の職能団体と連携しています。

ご本人、ご家族、関係する人からの相談窓口です。

1 こんなとき、 まずは**お電話**を

こんな不安や心配なことはありませんか？

- 記憶力が低下して、通帳やお金の管理が不安…
- 知的障害のある子どもの、親亡き後が心配…
- 詐欺にあって、高い契約をしてしまったらどうしよう…

暮らしの中の契約や手続きの不安、成年後見制度や高齢者・障害者福祉に関することなどをご相談ください。

にっこりニコニコ ばあとなあ
TEL 078-222-8107

FAX 078-265-1340

福祉の専門家である社会福祉士が
ご本人の権利擁護の視点から相談
に応じます。

- * 電話相談は無料です。
- * お電話でご用件を伺い、後ほど担当者から連絡いたします。
- * ご自宅や施設、病院へのお出張相談も可能です。
- * 出張相談は初回無料です。(交通費実費はご負担ください。)

2 **制度利用** のご相談

成年後見制度を利用するためには、
家庭裁判所への申立てが必要です。
申立てに際し、弁護士や司法書士、
県下の成年後見センターなどの関係
機関と連携して相談に応じます。

ばあとなあ兵庫では、家庭裁判所の
支部ごとに運営委員を配置し、制度
利用の相談をはじめ、後見人等候補
者の推薦、成年後見制度に関する研修
会の講師派遣なども行っています。
気軽に「ばあとなあ兵庫」までご相談
ください。



3 **後見人等** (候補者)の推薦

ばあとなあ兵庫では、成年後見制度に
関する専門的な研修を修了した会員
が多数登録し、活動しています。
後見人等に福祉の専門家を希望する方
には「ばあとなあ兵庫」の会員を成年
後見人等候補者として推薦します。
紹介料は必要ありません。



法定後見制度

ご本人がひとりで手続・契約など物事を
決めることがむずかしくなったとき、家庭
裁判所が成年後見人などを選び、ご本人
の生活や権利を守るために支援する制度
です。
状況に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの
類型があり、ご本人の判断能力に合わせて
選ばれます。



未成年 後見制度



社会福祉士未成年後見人が未成年者の権利擁護を図り、健やかに成長できるよう支援をします。

《対象者》

親権を行う者がいない未成年者(18歳未満)

- 例
- ・両親が親権者であったが、両親ともに亡くなったとき
 - ・両親が離婚し、一方の親が親権者であったが、その親が亡くなったとき
 - ・親権者である親が、未成年者を虐待した等の理由で親権を失ったとき
 - ・親権者である親が、後見開始などの審判を受けたとき など

《支援の内容》

未成年後見人は、親権者と同等の権利と義務があります。

主な職務は、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などです。

- 例
- ・未成年者の生活や教育、就労についての援助
 - ・未成年者に代わって預貯金に関する取引等、必要な法律行為 など

* 兵庫県社会福祉士会ぱあとなあ兵庫では、未成年後見人養成研修、継続研修等を行っています。

任意 後見制度



ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

《契約内容の例》

具体的には、判断能力が低下した時に備えて次のようなことを決めておきます。

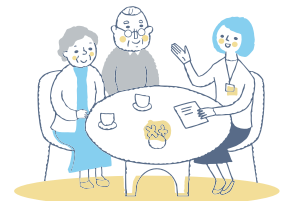
- ① 医療契約や入所契約
- ② 税の申告や年金等の公的な手続き
- ③ 預貯金や不動産等の財産管理など

契約内容を自由に決めることができ、将来の判断能力の低下に備えることができます。また、必要なら法定後見制度への移行も可能です。

「任意後見制度に関する相談」

「任意後見契約の説明」

「任意後見人の紹介」等、任意後見制度の利用についてもご相談ください。



個別支援だけでなく、様々な機関と連携し みなさまの福祉の実現と権利擁護に取り組んでいます。

【講師派遣】 権利擁護や成年後見制度に関する研修会へ講師を派遣し、啓発活動に取り組んでいます。

【専門員等】 行政機関、社会福祉協議会、各市町の後見センターが開催する専門委員会に参加しています。

【機関連携】 弁護士会、司法書士会、家庭裁判所等と連携し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

権利擁護センターぱあとなあ兵庫

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階

TEL 078-222-8107

平日10～16時(祝祭日、年末年始を除く)

FAX 078-265-1340